

適格退職年金から企業年金への移行支援のための行動計画(案)

平成 21 年 1 月 9 日

適格退職年金の企業年金への移行支援本部

1. 基本的考え方

適格退職年金は昭和 37 年に創設され、厚生年金基金とともに広く普及してきたが、受給権保護の仕組みが弱い面（積立義務、受託者責任、支給要件、情報開示等）があり、平成 13 年の確定給付企業年金法の成立に伴い、平成 14 年 4 月以降、適格退職年金の新規の設立は認められなくなった。また、既存の適格退職年金については、税制優遇措置を受けられる年金制度として存続するためには、平成 24 年 3 月末までに他の企業年金制度等（企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金）と中小企業退職金共済（中退共））へ移行する必要がある。

企業年金は、事業主掛金を損金算入できるという点では適格退職年金と同様であるものの、支給要件や積立基準等を法律上明確にし、適切な運営を確保している制度として、従業員の年金受給権を手厚く保護し、従業員の老後所得をより確実なものとしている、より魅力的な制度である。

このように従業員の安心を確保できる制度を有することは、企業が、魅力ある人材を確保し、魅力ある企業を作っていく際、欠かせないものであり、企業年金制度の普及は、企業の活性化につながるものである。

こうした点を踏まえ、平成 24 年 3 月末で廃止される適格退職年金については、企業年金制度への移行を促すことが重要である。

その際、移行が適切かつ円滑に行われるよう関係者一丸となって支援を行うため、「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」を発足させる。

2. 移行状況とこれまでの取り組み

適格退職年金制度の廃止が決定した平成 14 年 4 月以降、平成 20 年 3 月末までの間に、他の制度への移行等制度の見直しを行ったものは約半数に過ぎず、これらの見直し状況としては、半数が契約の解除、つまり、企業の退職年金制度を廃止しており、企業年金への移行は 2 割にとどまっている。

一方、見直されず残っているものは、平成 20 年 3 月末時点で 3 万件強存在しており、この多くは中小企業が有するものである。これらの企業の動向を

把握するため、今後の見直し予定に関する企業側の意向を調査したところ、廃止を検討している企業は非常に少なく、企業年金への移行を希望しているところが多くあった。

このような状況を踏まえると、見直しが進まないものの、企業年金への移行を望んでいる中小企業を支援していくためには、関係者が如何に支援していくかが重要となっていると言える。

適格退職年金の移行支援については、これまでも関係者が取り組んできたところであり、具体的には、政府においては、「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」を設置し、関係省庁や関係団体の参加を得て、事業主への働きかけ、事業主の意向確認などの現状の把握等を行い、日本商工会議所等関係団体や生命保険会社、信託会社等の受託金融機関においては、移行しやすい商品の設計や事業主に対する個別働きかけ等を行ってきたところである。しかしながら、上記のように移行は進んでおらず、取組の効果が現れているとはまだまだ言えない。

移行期限までは、約 3 年を残すのみとなっている。移行に伴う手続きを踏まえると、すぐに移行準備のための検討・意思決定を行わなければ、期限までに移行が完了しない可能性があることを踏まえ、今後は、より一層、効果的な取組に努めていくべきである。

3. 関係者の今後の具体的な取り組み

(1) 受託機関

① 生命保険協会

- ・適格退職年金の企業年金への円滑な移行を図るための措置について、税制改正要望・規制改革要望等を通じ、関係各方面に対し各種対応を図っていく。
- ・生命保険各社では、事業主に対する法令改正等の情報提供、セミナー・退職金コンサルティング等によるニーズの把握等を継続し、企業年金への移行等を図っていく。

② 信託協会

- ・税制改正要望・規制改革要望等を通じて、適格退職年金の企業年金への円滑な移行促進のための措置の実現に向けた活動を行っていく。
- ・個々の事業主に対する働きかけやコンサルティングを継続し、適格退職年金の企業年金への移行に向けた活動を行っていく。

(2) 経済団体

① 日本商工会議所

- ・機関紙「会議所ニュース」や商工会議所年金教育センターのホームページ等において、適格退職年金の企業年金への移行支援のための情報を提供する（随時）。
- ・全国約 8,000 人の企業年金総合プランナー（DCプランナー）向けの会報やメールマガジンにおいて、企業年金に関する最新情報や移行事例等の情報を提供する（随時）。
- ・労働委員会等において、現在関係省庁が連携して実施中の「適格退職年金制度の移行に関する調査」結果を踏まえて、移行支援のための情報提供を行う（平成 21 年 4 月頃）。
- ・作成された広報チラシ、ポスター、パンフレット等を各地商工会議所の会員企業に配布する（平成 21 年 3 月まで）。
- ・各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対し、企画、助言および講師の紹介、教材の提供によって支援する（随時）。

② 日本経団連

- ・作成された広報チラシやパンフレットを会員企業に配布する（平成 21 年 3 月まで）。
- ・支援本部メンバーの関係者から成るプロジェクト会議メンバーの協力を得て、内部会合等において会員企業に説明を行う（平成 21 年 3 月まで）。
- ・会員企業向けに隔年で行っている「退職金・年金に関する実態調査結果」を実施し、会員企業の適年移行実態を把握する（平成 21 年 3 月）。

(3) 企業年金連合会

- ・ホームページに適年移行の専用ページを開設するとともに、会員相談室に相談センター・相談ダイヤルを設置する（平成 20 年 12 月）。
- ・支援本部メンバーの関係者から成るプロジェクト会議メンバーの協力を得て、企業年金への移行を支援するための広報チラシ・ポスターを作成するとともに（平成 20 年 12 月）、パンフレットを作成する（平成 21 年 3 月）。
- ・現在実施している適年移行セミナーの一環として、関係団体等とタイアップしてシンポジウムを開催する（平成 21 年 4 月～5 月）。
- ・各企業年金の取り組みの促進とその周知

(4) 企業年金

- ・中小企業を中心に設立された総合型厚生年金基金においては、適格退職

年金を受け入れるために、従来の加算年金に加えて第二加算年金を創設したり、総合型厚生年金基金が事務局となって総合型確定給付企業年金や総合型確定拠出年金を併設し、適格退職年金を併用している厚生年金基金加入事業所を中心に受け入れている基金もあり、地域や業種を限定しないなど、加入対象事業所を拡大している動きもある。

さらに、実施に向け検討中の基金も少なくないため、今後も適格退職年金の移行が進むことが期待できる。

- ・単独・連合型厚生年金基金や確定給付企業年金においても、第二加算年金や新たなグループ区分を創設したり、母体企業やグループ企業において新たに確定給付企業年金や確定拠出年金を創設しているケースがある。

(5) 政府

- ・適格退職年金の企業年金への移行が円滑に進むよう審査の迅速化及び申請手続等の簡素化等に努める。
- ・厚生労働省ホームページに適年移行に関する情報ページを開設し、企業年金制度への移行を促す行政からのメッセージや関係者の取組等を紹介する（平成21年1月）。
- ・「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」において、適格退職年金を行っている事業主の移行に係る状況調査を取りまとめ、現状の問題を洗い出し、関係者一丸となって解決に向けて取り組めるよう対応する（平成21年3月）。
- ・適格退職年金制度からの移行を促すための広報を自らも積極的に行うとともに、関係団体における取組に係る後方支援も行っていく。

4. 支援本部による周知広報活動等の推進

企業年金へ移行するためには、事業主が各企業年金制度の内容を十分理解する必要があるため、支援本部が積極的に広報活動を行い、周知を図っていく。

5. フォローアップ

上記の計画について、支援本部でフォローアップする。